

社会福祉法人感恩講 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人感恩講の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事、評議員の報酬は無報酬とし、費用弁償分として日額3,000円を支払うものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合は、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事または評議員が、理事会または評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は無報酬とし、費用弁償分として日額3,000円を支払うものとする。

2 監事が定例監査を行った場合、また、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導等にあたった場合の報酬は無報酬とし、費用弁償分として日額3,000円を支払うものとする。

3 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、宿泊費及び交通費として実費を支払うものとする。

2 業務遂行に必要な経費等は、実費を支払うものとする。

3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(兼務役員)

第6条 法人及び施設職員を兼務する役員は、本規程を適用せず、別に定める職員人事給与規程によるものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

本規程は、平成29年6月26日より施行する。